

(案)

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	②	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑩欄へ	
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の⑮欄へ	※第二表の⑯欄へ	※第二表の⑰欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳・㉑D欄の合計金額)	(付表2-1の㉒・㉓E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉔D欄の金額)	(付表2-1の㉕E欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑱欄へ
	売上げの返還等の対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑲欄へ
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑲欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑫E欄へ	※⑫E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ	
地方と消費する消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑮D欄と⑮E欄の合計金額)	
	差引税額	⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑯D欄と⑯E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の㉖欄へ (注3)	※マイナスの場合は第一表の⑮欄へ ※プラスの場合は第一表の⑮欄へ ※第二表の㉖欄へ	
譲渡割額	還付額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑮E欄×22/78) (注3)	
	納税額	⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑯E欄×22/78) (注3)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成し、てから当該付表を作成する。

3 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、⑬～⑮E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。

- (1) 「⑮E欄-⑮E欄」がマイナスの場合
⑬E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「(⑮E欄-⑮E欄)×22/78」により計算した金額を記載する(⑮E欄の記載は不要)。
- (2) 「⑮E欄-⑮E欄」がプラスの場合
⑬E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑮E欄に「⑬E欄×22/78」により計算した金額を記載する(⑮E欄の記載は不要)。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分		旧税率分小計	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計 F
		X	D	E	(X+D+E)
課税標準額	①	(付表4-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	円 000
課税資産の譲渡等の対価の額	①-1	(付表4-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
消費税額	②	(付表4-2の②X欄の金額)	※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑤欄へ	※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑥欄へ	※付表5-1の①F欄へ ※第二表の⑦欄へ
貸倒回収に係る消費税額	③	(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ	※付表5-1の②E欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表4-2の④X欄の金額)	(付表5-1の⑤D欄又は⑥D欄の金額)	(付表5-1の⑤E欄又は⑥E欄の金額) ※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤	(付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ	※付表5-1の③E欄へ ※第二表の⑧欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥	(付表4-2の⑥X欄の金額)		※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	(付表4-2の⑦X欄の金額)		※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表4-2の⑨X欄の金額)	※①E欄へ	※②E欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑧欄へ
地方となる消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(付表4-2の⑩X欄の金額)	(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
	差引税額	⑫	(付表4-2の⑫X欄の金額)	(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表4-2の⑬X欄の金額)		※第二表の②欄へ (注3)	※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑧欄へ ※第二表の②欄へ
譲渡割納税額	還付額	⑭	(付表4-2の⑭X欄の金額)	(⑩E欄×22/78) (注3)	
	納税額	⑮	(付表4-2の⑮X欄の金額)	(⑩E欄×22/78) (注3)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合(付表1-2を作成して)から当該付表を作成する。

3 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、③～⑮欄の各欄の記載は次のとおりとなる。

- (1) 「⑩E欄-⑩E欄」がマイナスの場合
⑩E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑩E欄に「(⑩E欄-⑩E欄)×22/78」により計算した金額を記載する(⑩E欄の記載は不要)。
- (2) 「⑩E欄-⑩E欄」がプラスの場合
⑩E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑩E欄に「⑩E欄×22/78」により計算した金額を記載する(⑩E欄の記載は不要)。